

○学校法人芝浦工業大学評価規程

平成 15 年 12 月 2 日
制定

(目的)

第 1 条 この規程は、学校法人芝浦工業大学(以下「本法人」という。)が設置する大学、中学・高等学校(以下「学校等」という。)における教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成し、自らの判断と責任において評価結果を改革、改善につなげるために実施する点検・評価について定める。

(点検・評価の種類と実施周期)

第 2 条 点検・評価の種類は次のとおりとする。

(1) 自己点検・評価

(イ) 大学は、教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定める教育・研究、組織及び運営並びに施設・設備(以下「教育研究等」という。)の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

(ロ) 中学・高等学校は、教育活動その他の学校運営について、自ら評価を行いその結果を公表する。

(2) 認証評価(学校教育法が定める認証評価機関が行う評価)

大学の教育研究水準の向上に資するため、自らの教育及び研究等の状況について点検及び評価を行い法令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた機関(認証評価機関)による評価を受ける。

2 自己点検・評価は原則として毎年度実施するものとし、認証評価は法令に定められた認定期間内に実施するものとする。

3 点検・評価項目は、別に定める。

(評価委員会)

第 3 条 第 1 条の目的のため、学校法人芝浦工業大学評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置する。

2 評価委員会は、次の事項を審議、担当する。

(1) 点検・評価に関する基本方針、実施基準の策定

(2) 点検・評価に関する報告書の作成

(3) 点検・評価に関する結果の公表

(4) 点検・評価結果の分析、教育研究等の改善計画の審議と執行部への提言

(5) 第 2 条第 1 項第 2 号に定める認証評価受審に伴う決定及び対応

(6) その他、点検・評価に関する事項

3 評価委員会は理事長を委員長とし、次の各号の委員をもって構成する。

- (1) 理事長
- (2) 学長
- (3) 中学・高等学校長
- (4) 総務担当理事
- (5) 学務担当理事
- (6) 財務担当理事
- (7) 施設担当理事
- (8) 副学長
- (9) 大学院研究科長
- (10) 学部長
- (11) 事務局長
- (12) 外部委員 3名

(分科会)

第4条 委員会のもとに、次の分科会を置く。

- (1) 大学点検・評価分科会
- (2) 中学・高等学校点検・評価分科会
- (3) 経営点検・評価分科会

2 各分科会には必要に応じて作業部会を置くことができる。

(大学点検・評価分科会)

第5条 大学点検・評価分科会は、大学に係わる次の事項を審議、担当する。

- (1) 評価項目の設定
- (2) 評価実施の企画、立案及び実施要領の作成
- (3) 作業分科会の設置
- (4) 評価結果の分析
- (5) 評価結果の評価委員会への報告

2 大学点検・評価分科会は、学長を委員長とし、次の各号の委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 大学院研究科長
- (4) 学部長
- (5) 事務局長
- (6) 学事部長
- (7) 学長の推薦する教職員 2名

- 3 大学は実施する自己点検・評価の客観性、公平性を担保するため、大学点検・評価分科会の下に大学外部評価委員会を置く。大学外部評価委員会の構成及び職務については別に定める。
- 4 大学の各部局は個別に自己点検組織を置き、自己点検・評価を行うことができる。その場合も独自に報告書を作成し、学内外に公開するものとする。

(中学・高等学校点検・評価分科会)

第6条 中学・高等学校点検・評価分科会は、各中学・高等学校に係わる次の事項を審議、担当する。

- (1) 評価項目の設定
 - (2) 評価実施の企画、立案及び実施要領の作成
 - (3) 作業分科会の設置
 - (4) 評価結果の分析
 - (5) 評価結果の評価委員会への報告
- 2 中学・高等学校点検・評価分科会は、委員長を中学・高等学校長のうちから理事長が任命し、次の各号の委員をもって組織する。
 - (1) 中学・高等学校長
 - (2) 中学・高等学校長の推薦する中学・高等学校教員各2名
 - (3) 中学・高等学校事務長

(経営点検・評価分科会)

第7条 経営点検・評価分科会は、法人等経営に係わる次の事項を審議、担当する。

- (1) 評価項目の設定
 - (2) 評価実施の企画、立案及び実施要領の作成
 - (3) 作業分科会の設置
 - (4) 評価結果の分析
 - (5) 評価結果の評価委員会への報告
- 2 経営点検・評価分科会は、総務担当理事を委員長とし、次の各号の委員により組織する。
 - (1) 総務担当理事
 - (2) 学務担当理事
 - (3) 財務担当理事
 - (4) 施設担当理事
 - (5) 事務局長
 - (6) 総務部長
 - (7) 財務部長

(8) 施設管財部長

(9) 経営企画部長

(10) 担当理事の推薦する教職員各 2 名

- 3 法人は実施する自己点検・評価の客観性、公平性を担保するため、経営点検・評価分科会の下に法人運営外部評価委員会を置く。法人運営外部評価委員会の構成及び職務については別に定める。

(委員の任命と任期)

第 8 条 評価委員会、各分科会の委員は、理事長が任命する。

- 2 評価委員会及び各分科会の職務上指定委員以外の委員の任期は 3 年とする。

(評価委員会事務)

第 9 条 点検・評価にかかわる事務は、大学企画課及び経営戦略課が行う。

(規程の改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、理事会において行う。

附 則

- 1 この規程は、平成 15 年 10 月 8 日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「学校法人芝浦工業大学自己評価委員会規程」(平成 5 年 3 月 17 日制定)は平成 15 年 10 月 7 日をもって廃止する。

附 則

- 1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程(改正)は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 この規程(改正)は、平成 19 年 5 月 8 日から施行する。

附 則 この規程(改正)は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程(改正)は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程(改正)は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程(改正)は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この規程(改正)は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 この規程(改正)は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 3 項関係)

点検・評価項目
1 理念・目的
2 教育研究組織
3 教員・教員組織
4 教育内容・方法・成果
(1) 教育目標
(2) 学位授与方針
(3) 教育課程の編成方針・実施方針
5 学生の受け入れ
6 学生支援
7 教育研究組織
8 社会連携・社会貢献
9 管理運営
10 内部質保証
11 その他